

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払い
限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度 （請負代金の 0.0%相当額）円

令和7年度 （請負代金の100.0%相当額）円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和6年度 （請負代金の 0.0%相当額）円

令和7年度 （請負代金の100.0%相当額）円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項
の履行高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、維持修繕等委託契約書（以下
「契約書」という。）第33条の規定によりこの契約を締結した会計年度（以下
「契約会計年度」という。）以外の会計年度において前払金の支払いを請求す
ることができる。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払
金の支払いを請求することはできない。